

豊中市世界連邦運動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「わが豊中市は、世界の恒久平和と永遠の繁栄を保障する世界連邦建設の趣旨に賛同し、ここに平和都市たることを宣言する。」(昭和40年2月5日平和都市宣言)の趣旨に則り、世界の恒久平和と人類の福祉増進に資するため、このことを運動の目的とする世界連邦運動協会豊中支部に対する補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱による補助の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、世界連邦運動協会豊中支部とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体が実施する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 講演会、研修会及び社会見学の実施
- (2) 全国小中学生ポスター・作文コンクールへの作品募集
- (3) コンサート活動
- (4) 世界連邦新聞その他の資料の配布及び支部報の発行
- (5) 世界連邦運動のために必要な行事及び会議への参加
- (6) その他、平和都市宣言の趣旨を達すると認められる事業

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費とする。ただし、当該経費のうち食糧費、負担金その他これらに類するもので市長が定める経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(補助申込の添付書類)

第6条 補助金の交付申込に当たっては、次に掲げる書類を補助金等交付申込書に添付しなければならない。

- (1) 予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 構成員の名簿
- (4) 前年度の収支決算書及び事業報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定および通知)

第7条 市長は、前条の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を当該申込者に対し補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付は、原則として毎年度6月及び10月に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受け、当該補助対象事業が完了したときは、補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助金精算書
- (3) 補助対象経費の支出を明らかにする領収書の写し又は当該支出を明らかにするもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第8条の規定により交付した補助金の額について減額が相当であると認めた場合は、その減額した額について返還させることができる。

3 実績報告書は、補助対象事業が終了した日以後60日以内に提出するものとする。

(補助金交付規則)

第10条 この要綱及びこれに基づく定めに規定するもののほか、この要綱による補助金の交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の定めるところによる。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月10日から実施し、平成15年度分の補助金から適用する。

2 平成15年度分の補助金に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「6月」とあるのは「7月」と読み替える。

附 則

この要綱は、平成18年6月9日から実施し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

豊中市世界連邦運動補助金交付要綱第4条に規定する「その他これらに類するもので市長が定める経費」に関する要領

第1条 豊中市世界連邦運動補助金交付要綱第4条に規定する「その他これらに類するもので市長が認める経費」は、次に掲げるものとする。

- (1) 慶弔費
- (2) 交際費